

現住者用宛名用紙 (表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

「投票所入場整理券」ではありません。

様

※裏面にも、投票についての大切なお知らせ
がありますので、お読みください。

100000 A1AA00000001#

東京都知事選挙

投票日7月7日

投票時間 午前7時～午後8時

(裏)

東京都知事選挙 《投票日》 令和6年7月7日（日）

《投票時間》 午前7時～午後8時

お知らせ

- このお知らせは、世帯ごとにご送付しています。
- 投票所は、ご自分の《投票所入場整理券》をお持ちください。
- 投票所入場整理券が1冊あり、投票される日に選挙権がない方は投票できません。
- 7月7日（日）は《投票所入場整理券》の表面の投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。
- 投票所入場整理券を紛失した場合でも投票ができますので、投票所係員にお申し出ください。

代理投票

疾病などによりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します。（ご家族など代筆することはできません。）
 なお、投票の票面は写すことができます。

投票される日までに転出される方へ

○都内に転出 ⇒ 引き続き都内に住所を有することの「確認」が必要です。
※投票は投票所入場整理券の裏面に必ずご確認ください。

○都外に転出 ⇒ 投票できません。

選挙公報

選挙公報は、6月24日（月）～6月26日（水）の間に各戸の郵便受け等に配布します。

●天候等により、配布期間に変更が生じる場合があります。

●6月24日（月）以降、区・区の施設（区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、区民センター、投票所等）にも備え置かれます。

●東京都選挙管理委員会の特設ホームページ（<https://80303030.metro.tokyo.lg.jp/>）にてご確認ください。

お身体の不自由な方へ

各投票所には、車いす、点字稿、投票用紙記入補助具、めがね、老眼鏡、文庫型点字ワーケーションボード等を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。

また、いすの投票所も車いすをご利用いただくことができます。

お願い

投票所への入場の際はご遠慮ください。
 また、ベクトを連れての来場もご遠慮ください。
 ※補助犬は入場することができます。

世田谷区選挙管理委員会

T154-6788（選挙管理センター） 世田谷区世田谷4丁目2番27号
 電話 03（6432）2751 FAX 03（6432）3045
（選挙に関する情報は、世田谷区ホームページからご覧いただけます）
 世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

現住者用投票所入場整理券 (表)

※（表）は青、（裏）は赤を基調として作成。

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

「投票所入場整理券」ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせがありますので、お読みください。

様

100000 A1AA0000001#
|||||
|||||

東京都知事選挙
投票日7月7日
投票時間 午前7時~午後8時

(裏)

① 田舎区内で期日前投票をする方法 ①に記入

投票日当日に投票の投票所へ行けない方は、期日前投票をする必要があります。その①の欄に本人が記入して、区内の期日前投票所へお持ちください。

※受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内（黄色いチラシ）」をご覧ください。

② 田舎区外で投票をする方法（不在者投票）

右の①②の欄に本人が記入し、郵送で田舎区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
 ③のオンライン（マイボールのつりかえサービス）による請求のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。

※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めにお願います。

投票される日までに都内に転出される方々の方

引越前住所に本人住所を有するごとの確認が必要となります。

投票所で「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード（住所区分と転出先地方自治体の住所が記載されているもの）をご提示した上で確認に伴う時間が増加されます。

※「住民票の写し」は、転出先の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。

※選挙管理委員会に提出し転出は、投票までできません。

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要があります＞

期日前（不在者）投票宣誓書（請求書）

私は、令和6年7月7日執行の東京臨海新交通線沿線の、次の事由により投票所へ行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・転出・悪天候の具合など）

①	氏 名	生 年 月	明・大・昭・平・西暦
		日	
	住 所	丁 目	番 号
	（アパート等の名称・部屋番号）		

投票用紙等の希望送付先（方書きやパート・名・部屋番号等も正確にご記入ください。）

②	〒	都 道 府 県	区 市 町
	自宅	()	携帯 ()

※必ず選挙管理委員会にも記入してください。

(表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

「投票所入場整理券」ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせがありますので、お読みください。

様

100000 A1AA0000001#

|||||

東京都知事選挙

投票日7月7日

投票時間 午前7時～午後8時

(裏)

東京都知事選挙 《投票日》令和6年7月7日（日） 《投票時間》午前7時～午後8時

お知らせ

- このお知らせは、世田谷区から市内の区市町村へ転出された方に送付してあります。
- このお知らせが届いた方は世田谷区で投票することになります。
- 区外の市町村に住所を移動した場合は、選挙権がなくなるため、投票できません。
- このお知らせが届いて、新住所（現在お住まいの区市町村）で選挙人名簿に登録された方は、新住所での投票となります（選挙人名簿の登録の有無は、新住所の選挙管理委員会へお問い合わせください）。
- 選挙人名簿の登録には、基準となる日において住所を作成した日（転入届出日）から3か月以上世田谷区にお住まいのことが必要です。
- 投票所入場券が届いて、投票される日に選挙権がない方は、投票できません。

お身体の不自由な方へ

各投票所には、車いす、点字紙、投票用紙記入補助具、ゆめがら、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード等を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。

また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

今日選挙

今日の選挙は、投票の際に同じ手続き都区内に住所を有するご確認が必要です。

投票所で「住民票の写し」と運転免許証、マイナンバーカード等（世田谷区へ転出先方の住所が記載されているもの）をご提示いただくご確認のしるし期間が短縮されます。

※「住民票の写し」は、転出先の区市町村の窓口（選挙用）と申し送りしたものとします。

※東京都区外の市町村へ転出した場合は、投票できません。

代理投票

疾病などで自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します（ご本人が代筆することとは異なります）。

なお、投票の秘密は厳守されます。

選挙公報

東京都選挙管理委員会の特設ホームページ(<https://e0ctshonjin.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。

お願い

投票所へのお車での来場はご遠慮ください。

また、ベビーカー等での来場もご遠慮ください。

※補助犬は入場することができます。

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788(選挙管理関係用) 世田谷区世田谷4丁目2番12号
 電話 03(3432)2785 FAX 03(3432)3045
 選挙に関する情報は、世田谷ホームページからご覧いただけます
 世田谷ホームページは<https://www.city.setagaya.jp/jp/>

(表)

※（表）は青、（裏）は赤を基調として作成。

投票所入場整理券（転出者用）		0000001 02/02 A1A0A000001										
東京都知事選挙 令和6年7月7日（日）午前7時～午後8時	1 投票所 池尻まちづくりセンター 所在地 池尻3-27-21 池尻3丁目 池尻まちづくりセンター 公園 スーパー 池尻交差点 渋谷→ 三軒茶屋 玉川通り(国道246) 池尻3丁目 											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 5px;">投票区</th> <th style="padding: 5px;">投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px; font-size: 1.5em;">001</td> <td style="padding: 5px;"> 池尻まちづくりセンター 池尻3-27-21 </td> </tr> </table>	投票区	投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)	001	池尻まちづくりセンター 池尻3-27-21	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 5px;">簿冊</th> <th style="padding: 5px;">頁</th> <th style="padding: 5px;">行</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		簿冊	頁	行			
投票区	投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)											
001	池尻まちづくりセンター 池尻3-27-21											
簿冊	頁	行										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="padding: 5px;">都内転出者 名簿対照</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px; font-size: 1.5em;">確</td> </tr> </table>			都内転出者 名簿対照	確								
都内転出者 名簿対照												
確												
受付の際、ご本人であるか、また、整理券がご本人のもので間違いないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、右枠に ☒ を入れてください。 ☐												


 A0000000000A

※裏面をお読みください。

(裏)

① 田舎地区内にて期日前投票をする方法 ①に記入

投票日当日に投票の投票所へ行けない方、期日前投票をする方、区外の投票所へ行く方、右の①欄に記入していただき、区外の期日前投票所へお持ち込みください。

※受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内（黄色いチラシ）」をご覧ください。

② 田舎地区外で投票をする方法（不在者投票）

右の①②の欄に本人が記入し、郵送で田舎地区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
 ③のオンライン（マイナンバーのつりかえカード）による請求のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。

※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めにお願いをします。

投票される日までに都内に転出される方、また方

引越前住所に「住所を移すこと」の通知が来ますので、投票所として「旧住所の写し」や運転免許証、マイナンバーカード（住所変更と転出先の方の住所が記載されているもの）をご提示した上で正確に伴う時期が短縮されます。

※「旧住所の写し」は、転出先の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。

※東京選挙区のみ「旧住所」に転出は、投票できません。

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要があります＞

期日前（不在者）投票宣誓書（請求書）

私は、令和6年7月7日執行の東京選挙事第21回、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・転出・悪天候の具合など）

①	氏 名	生 年 月	明・大・昭・平・西暦
		日	
	住 所	丁 目	番 号
	（アパート等の名称・部屋番号）		

投票用紙等の希望送付先（方書きやパート・名・部屋番号等も正確にご記入ください。）

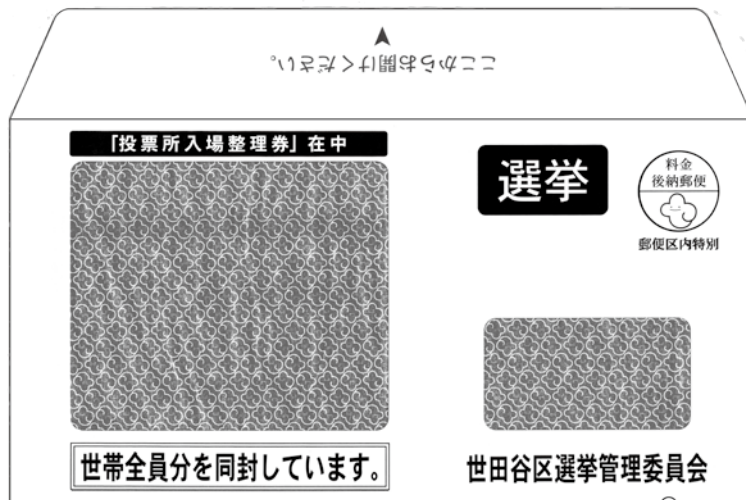
②	〒	都 道 府 県	区 市 町
	自宅	()	携帯 ()

※必ず選挙区番号も記入してください。

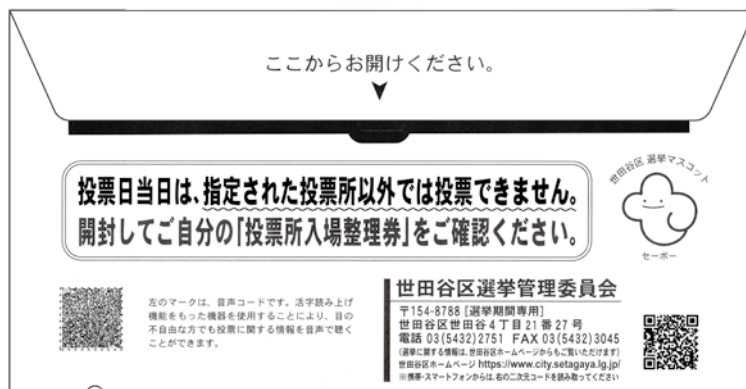
現住者用封筒

※（表）（裏）とも青を基調として作成。

（表）



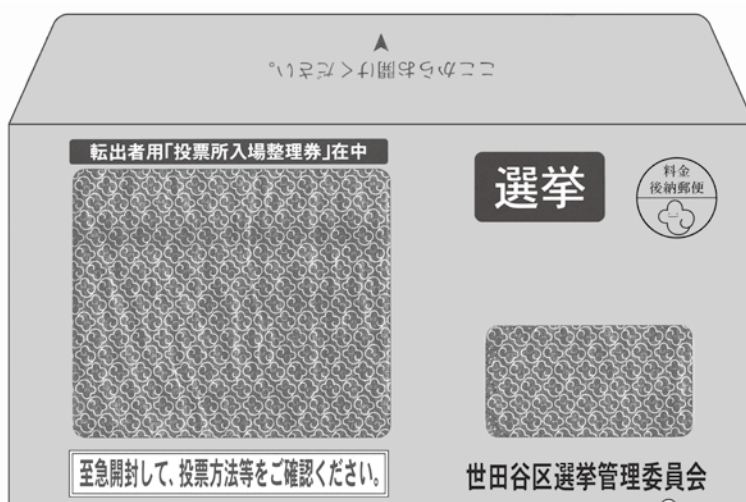
（裏）



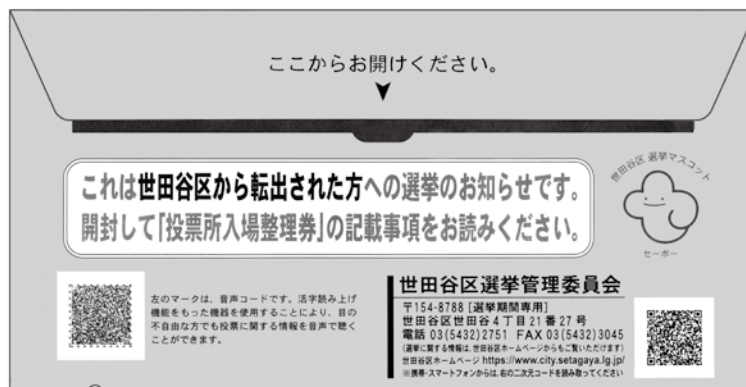
転出者用封筒

※（表）（裏）とも青を基調として作成。

（表）



（裏）



整理券再交付・予備用 (表)

※ (表) は青、(裏) は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

東京都知事選挙
令和6年7月7日(日) 午前7時～午後8時

投票区
001
池尻まちづくりセンター
池尻3-27-21

簿冊	頁	行

名簿対照	

1 投票所 池尻まちづくりセンター
所在地 池尻3-27-21

選挙	投票区	簿冊	頁	行
4	0	0	1	

※裏面をお読みください。

(裏)

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入

投票当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の①枠内に本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内(黄色いチラシ)」をご覧ください。

世田谷区外で投票をする方法(不在者投票)

①郵送による請求 ①、②両方記入
右の①②枠内に本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。(FAXでは請求できません)。
②オンライン(マイナンバーのびたりサービス)による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めにお願います。

投票される日までに都内に届出される方、された方

②は必ず都内に住所を有することの証明が必要となります。
投票所で「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード等(世田谷区と転出先両方の住所が記載されているもの)をご提示いただくと確認に伴う時間が短縮できます。
※「住民票の写し」は、転出先の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。
※東京都外の区市町村に転出した場合は、投票できません。

<投票当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません>

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
(事由: 仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体障害・出産・転出・悪天候の員会など)

氏名	生年月日	明・大・昭・平・西暦
		年 月 日
住所 (名簿登録地)	世田谷区	丁目 番 号
(アパート等の名称・部屋番号)		

①

投票用紙等の希望送付先(方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。)

〒 都道府県 区市町村

②

自宅 () 携帯 ()

※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄	受付場所	名簿対照	都内転出者
			確

- 73 -